

議案第 36 号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 7 月 1 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和３８年東郷町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第５４条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第１０条の２中第２６項を第２８項とし、第２３項から第２５項までを２項ずつ繰り下げ、第２２項を第２３項とし、同項の次に次の１項を加える。

２４ 法附則第１５条第３８項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１０条の２中第２１項を第２２項とし、第１４項から第２０項までを１項ずつ繰り下げ、第１３項の次に次の１項を加える。

１４ 法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は７分の６とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５４条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の東郷町税条例附則第１０条の２第１４項の規定は、令和６年４月１日以後に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新法」という。）附則第１５条第２５項第２号に規定する特定バイオマス発電設備に係る特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

２ この条例による改正後の東郷町税条例附則第１０条の２第２４項の規定は、令和６年４月１日以後に整備された新法附則第１５条第３８項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された改正法第１条の規定による改

正前の地方税法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 特定バイオマス発電に係る一定の発電設備の固定資産税の課税標準の特例措置の割合を 7 分の 6 とすること。（附則第 10 条の 2 第 14 項関係）
- (2) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を 2 分の 1 とすること。（附則第 10 条の 2 第 24 項関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。ただし、2(3)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 2(1)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に新たに取得された特定バイオマス発電に係る一定の発電設備に対して課す令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用すること。
- (3) 2(2)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に整備した一定の固定資産に対して課す令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用すること。
- (4) 2(2)の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された一定の固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によること。